

新潟県選挙管理委員会規程第16号

政治資金規正法による報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

政治資金規正法による報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する規程

政治資金規正法による報告書等の閲覧及び写しの交付規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第7号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(閲覧の請求) 第1条 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項若しくは第17条第1項の規定により提出された報告書 <u>、法第19条の14の規定により提出された政治資金監査報告書又は法第19条の14の2第4項の規定により添付された確認書</u> のうち新潟県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）において受理したもの（以下「報告書等」という。）は、法第20条の2第2項の期間内において、何人も、その閲覧を請求することができる。	(閲覧の請求) 第1条 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項若しくは第17条第1項の規定により提出された報告書 <u>又は法第19条の14の規定により提出された政治資金監査報告書</u> のうち新潟県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）において受理したもの（以下「報告書等」という。）は、法第20条の2第2項の期間内において、何人も、その閲覧を請求することができる。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。